

明石市長 丸谷 聡子
(公印省略 こども局明石こどもセンター総務課)

公募型賃貸借見積合せの実施について

令和6年度に予定している明石市こども局明石こどもセンター総務課の借入について、公募型賃貸借見積合せを実施しますので、参加を希望される方は、下記要領により申請書等を提出してください。

記

1 借入内容

- | | |
|----------|---|
| (1) 件 名 | 明石こどもセンター高速カラー印刷機賃貸借 |
| (2) 納入場所 | 明石こどもセンター1階（明石市大久保町ゆりのき通1-4-7） |
| (3) 借入概要 | 高速カラー印刷機1台及び付属品の賃貸借及び保守 |
| (4) 借入期間 | 令和6年7月1日から令和11年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約) |

2 見積合せ参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）の物品の製造・売買の部に、契約の種類が情報機器・家電で登録されており、かつ業種区分がOA機器で登録されていること、又は、サービス業務の部に、契約の種類がサービスで登録されており、かつ業種区分がレンタル・リースで登録されていること。
- (2) 下記の①から④のいずれかに該当すること。
 - ①明石市内の本店で登録している者（市内業者）
 - ②明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）
 - ③兵庫県内の本店で登録をしている者（県内本店業者）
 - ④兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（県内支店・営業所等登録業者）
- (3) 兵庫県内に保守業務の事業拠点（保守業者に委託する場合等を含む）を有し、かつ、故障等の障害発生時に迅速に対応できる体制を整えていること。
- (4) 仕様書に示した性能等の要件を全て満たした物品を納入することができること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市契約規則第3条（平成5年規則第10号）の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
- (8) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せの日までに指名停止措置を受けた場合は、

参加資格を失うものとする。

- (9) 公告日において納期限が到来している明石市税を見積合せの日の前日までに完納していること。
- (10) 見積合せの日の前日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、契約予定者となった場合は、令和6年7月1日までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (11) 仕様書等の内容を熟知し、賃貸借条件等を十分に理解した上で見積合せに参加できること。

3 見積方法

見積金額は、月額（税抜）を記載してください。

4 仕様書のダウンロード

(1) 期間

令和6年5月21日（火）からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、こども局明石こどもセンター総務課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5281）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリによりこども局明石こどもセンター総務課へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

令和6年5月21日（火）から令和6年5月28日（火）午後1時まで

（FAX 078-918-5128 明石こどもセンター総務課 公募型賃貸借契約担当者 宛）

- (2) 質問に対する回答

令和6年5月30日（木）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

6 見積合せ参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。

ア 公募型賃貸借見積合せ参加申請書（指定様式）

イ 見積書（指定様式）

ウ 納入予定機種及び保守業務拠点調書（保守業務を別会社に委託等する場合には、業務を請け負う別会社の保守の実績内容が分かる契約書等（写））

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和6年5月30日（木）午後1時に、明石市ホームページに設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ こども局明石こどもセンター総務課への郵便物の必着期限は、令和6年6月5日（水）です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリによりこども局明石こどもセンター総務課へ公募型貸借見積合せ参加確認書（指定様式）を送付してください。

（FAX 078-918-5128 明石市こども局明石こどもセンター総務課 公募型貸借契約担当者 宛）

7 見積合せの日時及び場所

(1) 日時

令和6年6月7日（金）午後1時10分（予定） ※状況により前後します。

(2) 場所

明石こどもセンター1階 会議室

8 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等を行う場合がある。

9 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください。（税抜で記載）

契約締結に際しては、契約予定者の見積金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

10 支払条件

月払い

11 予定価格（税抜）

45,000円

12 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

契約金額が200万円（税込）を超える場合には「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、落札決定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該契約書が提出されない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

13 契約条項等を示す場所

明石市契約規則等については、総務局財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

14 見積に関する条件

(1) 見積書が指定の日時までに到着していること。

(2) 見積者が同一事項について2通以上した見積でないこと。

- (3) 見積者の記名押印があり、見積内容が明確であること。
- (4) 見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積でないこと。

15 無効とする見積

- (1) 見積に参加する者としての必要な資格のない者の行った見積
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った見積
- (3) 見積に関する条件に違反した見積

16 見積結果及び契約について

- (1) 見積合せの場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格見積者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で契約予定者を決定します。
- (3) 見積結果は、令和6年6月11日（火）までに明石市ホームページにて掲載します。

(4) 長期継続契約

本賃貸借契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約を行おうとするものです。

このため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が年間予定賃貸借料未滿に減額された場合又は削除された場合は契約を解除することになります。

17 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 見積参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 最低価格見積者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも契約予定者とならない場合があります。

この場合において、見積合せ等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

- (6) その他見積合せ及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。